

鎌倉市屋外広告物条例制定に伴う神奈川県屋外広告物条例の一部改正について

1 県内市町の独自条例制定状況

屋外広告物行政については、屋外広告物法に基づき、県、指定都市及び中核市がそれぞれ屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の規制等の事務を行うこととされているが、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体（※）である市町村は、県の条例に定めるところにより、地域の実情に応じた独自の条例を制定することが可能とされている。

現在、県内では平塚市、小田原市、藤沢市、大和市、茅ヶ崎市及び秦野市の6市が独自条例を制定している。

※ 景観行政団体とは・・・

景観法に定義される景観行政を司る行政団体。都道府県・指定都市・中核市のほか、都道府県知事との協議を行った市町村が景観行政団体となる。

2 鎌倉市屋外広告物条例の制定と県条例の改正について

鎌倉市は平成 17 年に景観行政団体となっているが、市条例の制定に向けての準備が整い、令和 3 年 12 月市議会に鎌倉市屋外広告物条例案を上程する予定となった。

そこで、県は鎌倉市が市の屋外広告物条例を制定し、事務処理を行うことができるよう、令和 3 年第 3 回神奈川県議会定例会に県条例改正の議案を上程し、令和 3 年 10 月 15 日に県議会で可決された。

なお、改正した県条例の施行日は、市条例の施行予定日である令和 4 年 4 月 1 日を予定している。

3 県条例の改正内容

神奈川県屋外広告物条例第 47 条の規定に鎌倉市を追加する改正を行った。

改正後	改正前
（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等） 第47条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、平塚市、 <u>鎌倉市</u> 、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市が処理することとする。	（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等） 第47条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市が処理することとする。

4 市条例の主な特徴

- (1) 色彩基準の遵守
- (2) 地域の暗黙のルールの特典の明確化
- (3) エリアマネジメント広告の基準設定 など